

掛川市観光振興計画（案）に関する意見公募手続実施要領

1 募集の趣旨

意見公募手続とは、市の重要な計画や条例などを策定するときに、案の段階で公表し、その案に対する意見等を一定のルールに基づいて募集し、寄せられた意見等を考慮しながら最終案を決定するとともに、寄せられた意見等に対する市の考え方も併せて公表していく一連の手続きのことです。

当課では、平成 25 年 4 月に施行された掛川市自治基本条例に基づき「掛川市意見公募手続等実施要綱」により、以下の方法により意見公募を実施します。

2 意見公募手続の対象

掛川市観光振興計画（案）

3 閲覧方法

- (1) データ 掛川市役所ホームページ内
- (2) 書類
 - ・市役所本庁 4 階 情報公開コーナー
 - ・大東支所 1 階 ホール
 - ・大須賀支所 1 階 地域支援係
 - ・各市立図書館（中央、大東、大須賀）

4 意見の募集期間

令和 5 年 1 月 23 日（月）～令和 5 年 2 月 21 日（火）

5 意見の提出方法

- (1) 電子申請 市ホームページ上の入力フォーム
- (2) メール 掛川市観光交流課 (kanko@cty.kakegawa.shizuoka.jp)
- (3) F A X 観光交流課 (F A X 番号 0537-21-1164)
- (4) 郵送 〒436-8650 掛川市長谷一丁目 1 番地の 1
掛川市観光交流課あて
- (5) 持参
 - ・掛川市役所本庁 2 階 観光交流課
 - ・大東支所 2 階 地域支援係
 - ・大須賀支所 1 階 地域支援係受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日・日曜日・祝日除く）

6 意見書書式

意見書提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、「掛川市観光振興計画（案）に関する意見」と書いて、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先が明記されたものであれば任意様式でも構いません。

7 意見の取り扱い

- ・意見に対して個別の回答はしませんので、御了承ください。
- ・いただいた意見の概要や意見に対する市の考え方などは、個人情報を除いて、市ホームページで公表する予定です。
- ・募集の趣旨と直接関係ない意見については、意見公募手続きの意見として取り扱いません。

8 問い合わせ先

掛川市観光交流課観光交流係
電話 0537-21-1121